



国語学史における音声・音韻変化の発見過程

矢田, 勉

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 39:43-70

(Issue Date)

2012-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008294>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008294>



国語学史における音声・音韻変化の発見過程

矢田 勉

一 歴史言語学研究と音声・音韻変化の発見

国語史研究を含め、言語史の研究が動機づけられるためには、先ず何と言っても、「言語は時間経過とともに変化する」ということへの気付きが必要である。これはあまりに当然のことのようであり、実際、こと国語史に関する限り、文法や語彙或いは文字・表記の面での変化への気付きは、時代を遡った文献を繙きさえすれば、自然と気付かれるものである。文献に極めて表面的に顕在化する文字・表記の変化への気付きは勿論のこと、文法や語彙の面での言語変化への気付きも、古文獻の読解に必然的に伴うものである。従って、それに対する意識化は、日本における文献時代の第二期と言い得る平安時代には少なくとも既に存在していたことが、間接的にはあるが、明らかである。『万葉集』の訓法の研究や、『日本書紀』訓読における書紀古点特有語のようなものの存在は、略体仮名（片仮名・平仮名）の成立以前と以後とにおける国語表記体系の激変が大きな要因であることは勿論としても、上代語と当時の現

代語即ち中古語との文法・語彙の差異への気付きがなければ、現在見られるようなあり方にはなっていなかったであろう。そうした文法変化・語彙変化への気付きは、上代語・中古語に対する中世人・近世人の意識に関しても同様に容易に指摘できるわけだが——『万葉集』の古点・次点と新点の比較などからは、その深まりもまた観察できる——、しかし、音声・音韻史的变化に関しては単純にそれらと同じ様に捉えることは出来ない。

言うまでもないことだが、録音技術の存在しない前近代の音声・音韻については、その様態の解明は音のそのものではなく文字を手がかりとせざるを得ず、しかも文献の記述する所からそれを直接的に導き得ることは寧ろ稀で、様々な文献学的検討を重ねた上で表記上の現象を解釈するところから間接的に導き出さざるを得ない。それはつまり、どう変化したか、という以前に、変化の存在そのものが自明では無いということを意味する。現代にあつても、国語学や言語学について一片の知識・関心もない人にとっては、やはり国語の音声・音韻の体系が歴史的に変化してきたということは、必ずしも当たり前のことではないであろう。文字・表記や語彙・文法とは異なり、音声・音韻については、それが変化するということを知ることそのものが既に初歩的な学問的知見であるということである。

この点、寧ろ言語史研究者には注意が必要である。仮名遣がその典型的な例であるが、表音文字と音或いは語との一対一対応関係の破れへの気付きは、第一義的にはあくまで正書法的意識の発現という表記意識上の問題であつて、直ちにその背景にある音声・音韻変化への気付きと結びつけることは出来ないという点について、ともすれば忘れがちだからである。表音表記の乱れと音声・音韻変化を結びつける手続きの論理的正当性こそ、近代言語学が初期段階で確立したものであつて、それ以前の言語意識史の把握に当たっては、まずは幾重にも慎重に括弧を付けておく必要がある。

さて、音声・音韻変化への気付きの言語意識史的過程を精確に把握するためには、音声・音韻変化として一括される現象の中に、様々水準の異なるものが包含されていることについて、まず整理しておく必要がある。詳細に分類すればもつと多くの段階分けが出来るであろうが、当面、以下の五つを区別しておきたい。

(1) 語彙的或いは表現単位的音形変化(個別の語形変化や語の結合に関わる音韻変化、例えば清濁の変化、音添加、縮約など)

(2) 音韻環境による体系的な音声変化(同一環境に一齐に起こる音声変化、例えばハ行転呼音など)

(3) 同一音韻の音価の変化(音韻の数の増減を伴わない変化、例えばハ行子音の音価変化など)

(4) 音節単位での音韻体系の変化(音節の数の増減を伴う変化、例えばア・ヤ・ワ行の変化など)

(5) 音素単位での音韻体系の変化(音素の数の増減を伴う変化、例えば上代特殊仮名遣の類別の消滅など)

このうち、(1)に関しては、音声・音韻変化に属する現象とは言え、それが単語や単語どうしの結合というごく小さな単位内で起こるので、文献上の語形と現在使用する語形の照応や、語源意識からの観察等によって、比較的簡単に見出しうる。その中にあって清濁の変化が見出されにくかったのは、清濁を書き分けない日本語の略体仮名の表記システムのあり方に理由のあることであって、もし平仮名・片仮名が清濁を書き分けていたならば、何らその発見の難しいものではなかったはずである。即ち、一口に音声・音韻変化といっても、その見出しやすさの観点から言えば、(1)は寧ろ語彙・文法的変化と同等に扱うべきものであり、その発見過程を問題とすべきは、(2)以下のものであるということになる。

(2) 以下の音声・音韻変化について、その存在の発見がどのようなになされてきたかを明らかにすることは、理論

的に成熟した国語学史記述を目指す上で、極めて重要なことである。音声・音韻変化への気付きは、自明でないどころか、次節以降で具体的に検討していくように、寧ろ中・近世日本の言語（史）観察者達の言説には、音声・音韻が変化することを前提としてはその論が成り立たないものが多々見受けられる。彼らは殆ど専ら古典語、即ち一種理想化された奈良・平安時代語を研究対象としていたが、その理想化に、音声・音韻の不易性への信頼が大きく関与しているからである。

一方、近代国語学は、その開幕を告げる記念碑的論文、上田万年「P音考」（明治三十一年（一八九八）を初めてして、その当初から音声・音韻変化の存在を前提としている。それは直接的には勿論ドイツ近代言語学の影響であるわけだが、^{（注1）}しかし、西欧言語学の移入以前に、日本の言語（史）観察者が先の（2）以下のものの意味での音声・音韻変化の存在に全く気付いていなかったわけではないようである。実際、「P音考」の内容は、直ちに前文献時代の国語音声・音韻のあり方を方言や周辺言語への借用語などを資料として説明しようとする——それはやはり非常に比較言語学的である——ところに始まるのであって、国語における音声・音韻変化の实在自体は自明のことで、その証明・学界への周知などということは顧慮されていないように見える。そうしたことから、西欧言語学の移入以前に、日本にあってもある程度音声・音韻変化の存在が言語研究者の共通理解になっていた可能性についてまず検討するべきである。

以下では、前近代の言語研究者達の、音声・音韻に関する言説から、その音声・音韻変化に対する意識の推移を近世期に絞って通観していききたい。先にも述べたように、前近代の音韻・音声史的变化は、表記上の現象の解釈から間接的にしか明らかにしえないが、その表記的現象のうち音声・音韻史的研究の材料としてもっとも重要なのは、当然

ながら表音文字表記に関するものである。音声・音韻史研究は、広義の仮名遣史研究を中心とする文字・表記史研究と深い関係性を有する。^(注2)要するに、音声・音韻変化への気付きの有無は、表記的現象を、表記規則の上のみでの現象と観察するか、それともその背景に音声・音韻的現象が有ることを想定するか、という違いとなつて顕現化するわけである。そこに、文字・表記史、或いは文字・表記研究史を主として考究してきた筆者が敢えてこの問題を論じようとする所以がある。

二 国学者の音声観——契沖・県門・鈴屋——

「仮名遣」は、そもそも音声・音韻と文字・表記との変化の歩調のずれを原因として、仮名表記と音或いは語との一対一対応が実現されなくなつたために要請されてくるものだから、ともすれば「仮名遣」の案出自体に音声・音韻変化への気付きを直接関与させてしまいたくぬかりがちであるが、実際の所、「仮名遣」の案出とは、必ずしもそうしたものではない。人為的な取り決めとしての「仮名遣」の初期の実践者である藤原定家^(注3)について言えば、彼自身の認識に関して音声・音韻変化の存在に気付いていたとも気付いていなかったとも、直接的には明言しがたい。『下官集』で述べられるのは、「お」と「を」の表記の乱れについて、それを解消（復旧ではない）しようとする、表記法上の事柄のみである。

しかし、そうした定家に対して、彼の仮名遣を受け継いで所謂「定家仮名遣」を確立し、伝承した人々に関して言えば、これは確実にその営為の背後に音声・音韻変化の存在への考慮があつたとは考えられない。即ち、定家仮名遣

の伝流の中では、音声・音韻変化への気付きは存在していないと見るべきである。

まず、『仮名文字遣』から見ると、行阿（源知行）はその序文で次のように述べる。^(注1)

・加之行阿思案するに権者の製作として真名の極草の字を伊呂波に縮なして文字の数すくなきにいゐひをおへ
へ同読のあるにてしりぬ各別の要用につかふへき謂を

ここでいう「権者」は、弘法大師空海の謂いとみて間違いない。^(注2) 言わんとするところは要するに、平仮名書きいろは歌は、空海が漢字の極草体を四十七字の韻文にまとめて作成したものが、その中に既に「いゐひ」「を」^(注3)「はへ」（後に続く文では「ほ」「わは」「むうふ」についても触れる）といった同音に対応する仮名が存在するのは、そこに本来格別の使い分けがあったはずである、というのである。「各別の要用」という曖昧な解釈は、逆に寧ろ仮名遣の乱れの背景に音声・音韻変化があることが気付かれていないことを明確に物語る。

この『仮名文字遣』を皮切りに、定家仮名遣に従う仮名遣書は間断なく近世まで作られ続けていくことになるが、定家仮名遣の言説の流れを丹念に追うことは本稿の目的とすることではないから、今は主たる問題とする近世国学者と同時代の定家仮名遣末流の仮名遣論のみを見ておきたい。まず取り上げるのは無相文雄『和字大観鈔』（下巻「假字使」）である。^(注4)

・かなづかひと云事。いにしへはさだかならざりしに。中古のひとつゝ其式をさたし。定家卿さだめ給へるよしなれども。もれたる事もありと見ゆ。後の人つゝいてその事を沙汰せられて。かなづかひの法さだまれるなり。假字使の大事は。わろゝあおの音にあるなり。其式前のは。後のわ。端のい。中のゐ。おくのひ。前のう。後のふ。はしのへ。中のえ。奥のゑ。はしのほ。なかのを。おくのおと云。是を五類の假字と云。それ

くにつかひわくるを。假字使と云。大抵はいろはの中に。つかひやうををしへたるなり。いは色と云訓のかしらにありて。惣じてかろき所に用ゆ。ゐは有爲と云おもき音。又は下に使ふなり。ひはゑひゑふとかよふ。よみの下につかふべきなり。…(後略)

平仮名表記の創始から定家の仮名遣の制定までの過程については、①整然としていた段階↓②乱れが生じた段階↓③定家による再整理、という順序が現在では当然のように想定される。実際、定家自身は『下官集』で「当世之人所書文字之狼藉過千古人之所用来」と述べ、少なくとも表記法の乱れが時代を追って甚だしくなったことは明らかに認識されている。ところが文雄に至っては、そもそも、表記史的な変化としての①↓②が認識されていない(「いにしへはさだかならざりし」。当然、その背景に音声・音韻変化があることなど認識されようもないのである。寧ろ、これは後代の定家仮名遣書に広く見られる論法だが、定家の時代と現代との時代差を全く捨象して定家仮名遣の原理を説明しうるものとして、韻鏡の開・合等と関連づけた概念としての「軽・重」が導入されるのである。その論理自体の現代的視点からの理解し難さはさておき、それが極めて静態的把握であることに注意しておきたい。

国語学史で、近世における定家仮名遣派の代表的論者と評価される橘成員の場合も、拠つて立つ基盤は同様である。成員は『倭字古今通例全書』(巻一)で次のように述べる。^(巻一)

・畢竟かなつかひの法往昔いまだ不定日本紀より三代実録までの國史万葉集新撰万葉古語拾遺舊事記古事記延喜式和名抄古今和哥集其外家々の集のかなよみこゑとりまじへ又はをおえゑ等乱てあり

ここには、「かなつかひの法往昔いまだ不定」という、『和字大観鈔』と全く同様の、仮名遣をめぐる表記史的事実を②からのみ捉えるあり方が観察される。その上で、この後に「假名の法は平上去入の四声にしたがひてさだまり

ぬ」と述べる点では、仮名遣の原理の解釈法が『和字大観鈔』とは聊か異なることを見るが、中国語音韻学の知見を無理に援用して、時代差を越えた静態的把握によって仮名遣を説明しようとする点はやはり『和字大観鈔』の方法と通底している。

では、定家仮名遣に対して、従来の国語学史から方法としては科学的と評価される「歴史的仮名遣」の提唱者契沖の場合はどうか。言うまでもなく「歴史的仮名遣」は、中古初期以前の文献に遡ると仮名と語との対応関係に乱れが無いということの発見が、その原理の基盤となっているわけだが、それは言い換えれば、表記史的事実としての①↓②の再発見であると見なしうる。そのこと自体は、大雑把に言えば、寧ろ定家の仮名遣認識の水準を回復したとしても言い得るものである。

では、自ら再発見した、古文獻に仮名と語との対応関係に乱れないという事実の理由を、契沖はどのように捉えていたのか。現代的視点からは、当然のこととしてその背景に略体仮名成立当初の文字と音との一対一関係を見るわけであるが、まず契沖は『和字正濫鈔』で『仮名文字遣』について次のように評価する。(まじ)

・然るに混亂猶おほきは、親行も世俗流布の假名にまかせられける歟、又行阿の添られたる中にあやまり出来たる歟、

即ち、定家仮名遣の方法を批判するのではなく、源親行が依拠した資料の不正確さを推量するのである。その上で、続けて

・是によりて、今撰ふ所は、日本紀より三代實録に至るまでの國史、舊事記、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたくひ、古今集等、及び諸家集までに、假名に證とすべき事あれば、見及ぶに随ひ

て、引て是を證す、

と、それを正す具体的方法を述べる。

ここからは、契沖自ら、そもそも仮名遣の拠って立つ原理について、定家や親行・行阿と自分の方法との間に根本的な相違があるとは考えていない様が窺われる。現代の国語学者が契沖に与える一般的な評価とは異なり、契沖自身は、寧ろ定家・親行・行阿の営為の延長線上に自らの研究を位置づけているわけで、契沖自身の捉え方からは、寧ろ『和字正濫鈔』こそ正当の定家仮名遣書であり、成員らの論は、定家仮名遣から遠く離れたものと認識されるべきものであったのである。

とすれば、契沖もまたいろは四十七字や五十音図の中に同音の仮名が存在する理由については、「各別の要用にかふへき」ものとしか考えていないことになる。契沖に存在するのは、時代を遡るほど仮名文字の用法も厳格であったという、表記法についての無前提的な古代への信頼であって、そこに音韻変化の有無という背景があることに気付いているとは思われない。

この後、契沖は、仮名遣とどのような関連があるのか現代の我々にとっては直ちには理解しがたい、仮名の音声と字形に関する悉曇学的解釈に長文を割き、更に仮名の作者説と字源説に筆を進めていく。完成された契沖仮名遣が結果として近代国語史学的な知見から見て非常に理に叶うものになっていることと、それを成した契沖の発想法そのものとは、改めて切り離す必要があろう。契沖は、仮名遣が設定される基盤的原理について、次のように述べる。

・ 假名の様を知らむと思はゞ、先聲の出る初の様を知へし、

そして、先に述べたように梵語音韻論・五十音図について述べ始めるのである。国語音としては同音（に見える音）

を表す仮名が複数存在することに対しての説明では、それを国語音の変化という史的变化を原因とするものとして動的に把握するのではなく、中国乃至梵語音韻学の、開・合なり四声なり輕重なりといった用語を援用して、靜的に説明する原理を偽装するという点では、実は契沖も文雄・成員も同工異曲と言えるのである。韻学の重要なツールである五十音図が、中国語音韻学でも梵語音韻学でもやはり重要な概念である「清・濁」の違いを表さないこと（それ自体は、略体仮名が清濁の区別をしなかったことに大きな理由がある）が、五十音図上に表現されない音の異なりとしての「開・合」「平・上・去」「輕・重」のようなものを仮構するのには好都合に働いたとも考えられる。

以上のように、寧ろ契沖は、文雄や成員と同じように、国語音について積極的には発言していない。従って、行阿や文雄・成員も同様であるが、国語音の史的变化については、積極的にその存在を否定しているわけではなく、それを発見する足場さえその論の中に用意されていなかったと見るべきである。それに対し、同時代にあって、日本語の音に対する思い入れを深めていくのが、賀茂真淵と、本居宣長を含めたその門人達である。彼らの中では、国語音声・音韻体系の完璧性の主張という形で間接的にその不易性が語られることになる。次にまず参照したいのは賀茂真淵とその周辺の音声・音韻観である。

賀茂真淵の音声・音韻観が最も良く現れているのは『語意考』である。^(まろ)

・かくてうちつ國は音正しくして明らけし四方の國はおのおのことにしてかけたる事多し（「みつ」）

ここで真淵は、国語音声・音韻が外国語と対照的に完璧な体系を有していることを述べている。その上で、表記法上同音の仮名が存在することについては、次のように説く。

・たとへばかけまくもかしこかれと意計弘計のみこは御はらからにて同し大殷におはしませしに意と弘のこゑ均

しくはいかにまどはしからんさらは御名にもかくは申奉るべきやまきれなく分れしもの也か、れば五十聯音^{イツラン}中の袁^ヲ於^オ衣^エ惠^ヱ以^イ為^キの音も意も明らかに別^ワにしてかくあらでは此國の言をなさゝるか故に相似たるをもらね載し也けりそのおの／＼分ち有よしは下に出るを見よ且右の御名を分つに意^イは平聲にて於保の略計は和計の略にて大別のみこちふ事弘^ヲは去聲にて小^オの意なれば小別^{オワ}のみこちふ事也（みつ）

ここには、定家仮名遣末流と同じく、中国語音韻学の四声や仮名反しを用いて、それを別音と付会する論を見る。また、実際には存在しない音声差を、存在するものとする論の補強のために音義説が要請されてくる様も見て取れる。

この点、県門十二大人の一人楢取魚彦にあつては、師真淵の説を必ずしも踏襲しない態度となつて現れる。『古言梯』の「附ていふ」において魚彦は、「意計・弘計」の例を引くなど、明らかに師真淵の言を参照しつつも、次のように述べる。^(注10)

・假字^{タカ}の違^{スナハチ}へるは即言^{スナハチ}のたがへるなり。古書は古事記よりはじめて延喜承平のころに至るまでの書どもなり。それより後の書はやう／＼よこなまれる事あればとるべからずと。此言しかなり。後の世にたま／＼假字の事いふ人あるも。皇朝の古書をばよみも得ずして。あるは文字^{カヘシ}の反四声によりあるは悉曇にもとづきて云は。みな古へにたがひて私のわざなれば論^{アゲツラ}ふにたらず。

ここには、契沖の悉曇に拠る論、師真淵の仮名反し・四声に拠る論が真つ向から否定された上で、「よこなまれる」と、経時的音声・音韻変化を原因とすることが示唆されている。これは、国学者の音声・音韻観としては、実は稀な部類に属するものであった。『古言梯』そのものは、この後、あらゆる流派の国学者達に重宝されていくが、魚彦のこうした考えは継承されていかなかったのである。

というのは、真淵の説く、国語音声・音韻観、即ちそこに完璧な体系性を見る考えに覆い隠されてしまふからである。そうした音声・音韻観は、本居宣長に引き継がれ、更に先鋭化していく。宣長の音声・音韻観については周知の所でもあるが、改めて確認しておこう。それが最も明確に現れているのは『漢字三音考』である。^(註1)

・サテ如此尊ク萬國ニ上タル御國ナルガ故ニ。方位モ萬國ノ初二居テ。人身ノ元首ノ如ク。萬ノ物モ事モ皆勝レテ美キ中ニ。殊ニ人ノ聲音言語ノ正シク美キコト。又復ニ萬國ニ優テ。其音清朗トキヨクアザヤカニシテ。譬ヘバイトヨク晴タル天ヲ日中ニ仰ギ瞻ルガ如ク。イサ、カモ曇リナク。又單直ニシテ迂曲レルコト無クシテ。眞ニ天地ノ間ノ純粹正雅ノ音也。サテ其古言ノ正音ハタゞ四十七ニシテ。ヤノ行リノイ^タエト、ワノ行リノウ^ウトラ加フレバ。都テ五十ナリ。〔此イ^イエウノ三音ノ各ニツアルコト所以アリ。ニツカト思ハバ一ツ。一ツカト思ヘバニツニシテ。一ツトモニツトモ云ガタシ。此ノ妙處ハアヤワ三行ノ音ノ分レタルユエヲヨク了解セバ。オノヅカラ明ラカナルベシ。其大抵ハ字音假名ヅカヒニアラハセリ。〕是レニカノ行リサノ行タノ行ハノ行ノ濁音合セテ二十ヲ加フレバ。都テ七十ナレドモ。濁音ハタゞ清音ノ變ニシテ。モトヨリ別ナル者ニ非ル故ニ。皇國ノ正音ニハ。此ヲ別ニハ立テズ。清音ニ攝スルモノ也。…〔割注略〕…サテ其五十ノ音ハ縦ニ五ツ横ニ十ツ、相連リテ。各縦横音韻調ヒテ亂ル、コトナク。其音清朗ナルガ故ニ。イサ、カモ相渉リマキラハシキコトモナク。一一ノ音ニ平上去ノ三聲ヲ具シテ。言ニ隨テ轉用ス。…〔割注略〕…又五十ニシテ足ザル音モナク。餘レル音モナキ故ニ。一ツモ除クコトアタハズ。亦一ツモ添ルコトアタハズ。凡ソ人ノ清音ハ此ニ全備セリ。サレバ此ノ五十ノ他ハ。皆鳥獸萬物ノ聲ニ近キ者ニシテ。濶雜不正ノ音也ト知ベシ。〔割注略〕

多数の図を要する韻鏡と異なり、一枚の五十音図の形に纏められることを国語音の完璧性の根拠とする論は、動詞

の活用研究と結びついて更に補強されていくが、ここに見える「五十二シテ足ザル音モナク。餘レル音モナキ故二。一ツモ除クコトアタハズ。」という言からは、当然、国語音に史的变化はあつてはならないことになる。

しかるに一方、宣長の上代語研究の分野での後継者石塚龍磨は、『古言清濁考』で、上代語音声と近現代語との間に、清濁の異なりがあることを論じる。^(注13)

・古事記日本紀萬葉集の。假字書をかむかふるに。もろくのことはの清濁。今の世のと異なるもいとさにはありける。そはあらたまの代々をふるまに。かりこものみだれにみだれて。つね人のことどひはさらにもいはず。かしこきや。皇神たちの御名をしも。よこなまりてとなふるは。いともかなしきことなりけめ。

・古書に見えたる言の清濁。今の代に言と異なるいとおほし。こは古書のかなの用ひさまの。みだりなるにはあらず。いにしへと今と清濁のかはれるなり。かれ今はいにしへによりて。今のよこなまりをたゞさむとす。

ここに至つて、表記上の变化の背後にある音声の史的变化は明瞭に気付かれているわけだが、但し、この上代語と後世の国語との清濁の変化は、先に述べた如く、(1) 語彙的变化であり、音声・音韻の体系的変化ではない。これと、(2) 以下の音声・音韻変化への気付きにはまだ懸隔がある。そもそも、この清濁の史的变化については、『古言清濁考』の宣長序を読む限り、龍磨以前に宣長自身が関心を寄せていたと考えられるが、宣長は、先に挙げた『漢字三音考』に「濁音ハタゞ清音ノ變ニシテ。モトヨリ別ナル者二非」ずとするように、他の音声・音韻差に対して清濁の差を二次的なものと見ていたことも知られる。

さて、石塚龍磨のもう一方での重要な研究は言うまでもなく『仮字遣奥山路』である。現在の所謂上代特殊仮名遣の発見に関して、龍磨は次のように述べる。^(注13)

・上つ代にはその音おなじきも言によりて用ふる仮字定まりていと厳然になむありつるを奈良の朝廷の末などより此差別のみだれつと見えて古事記日本紀万葉集の外には証とすへきふみなし（後世の書にても此三書に合へるをはとりつ）しか定まれるはいかなるゆゑともしれねども古事解にはたすけとなる事いとおほしとは世々の識^{モシリ}人のいまだ見得ざりし事なるを我師の君のはしめて見得たまひて古事記伝にかつ／＼論らひおかれたるおのれ其論によりて此ふみをあらはしてその定まりをくはしくわきたむ

ここには、清濁の場合とはうって変わって、少なくとも表面的には背景に音韻変化の有ることは匂わされていない。「いかなるゆゑともしれねども」と述べるのみである。上代特殊仮名遣に関わる音韻現象は、先に述べたところでは、最も音韻体系の中核部分に影響する変化である（5）音素単位での音韻体系の変化であり、かつ五十音図のあり方の根幹に関わる変化である。もしそれを認めるならば、鈴屋派の言語観を大きく転換しなければならぬものであり、鈴屋派国学者の立場からは当然その点について言及されるべきである。全くそれが見えないということは、この現象の背後に音韻変化のあったことに気付かなかつたか、或いは気付きながらも師説に抵触することを恐れて奥に秘めたか、ということのいずれかであろうが、いづれにせよ少なくとも、この現象の発見を通じた音韻体系の変化への気付きは顕在化されなかつたと判断される。

龍麿は、上代語と現代語の清濁の違い、そしてそれを明らかにする手がかりとなつた万葉仮名の清濁表記に関しては、それを現代平仮名表記に応用することを試みているが、しかしそこに、上代特殊仮名遣の区別を顧慮した平仮名用法の提唱は見られない。このことも、龍麿の清濁表記認識と上代特殊仮名遣認識との大きな差異である。

三 幕末国学者の音声観——氣吹舎・その他——

宣長・龍麿以降の上代仮名遣研究として、現代的な意味で言えば最も重要な成果であるのは奥村栄実『古言衣延辨』である。栄実の主たる業は加賀藩の役人であり、学問的には『古本大学纂述』などの著作のある漢学的傾向も強い人である。他の著作からは、何故この人が万葉仮名研究を志したのかということとの関連性が見えず、この研究をめぐる最大の学史的疑問点はそこにあるが、それはここでは措き、ひとまずこの著作の中から栄実の音韻観を抽出してみたい。

五十連ノ音のうち阿^ア夜^ヤ和^ワの三行は喉音にて其夜和の二行は則阿行より出たる事宣長ぬしの字音假^カ字用格^{ナツカヒ}にいへるがごとし然るに伊^イ宇^ウ衣^エの三音は各二づゝあるを古書に衣延のみ差別ありて伊^イ宇^ウの二音は夜行和行も異なることなし其故いかんといふに夜行はもと阿行の五音の上に各伊^イもじを加へたるもの故イ^ヤイ^イイ^ユイ^エイ^ヨとなり和行は字もじを加へたる故ウ^ウウ^ウウ^ウウ^ウウ^ウウ^ウオとなる事はた仮字用格にいへるがごとしされは其夜行の伊は伊に伊の同音重なり和行の宇は宇に宇の同音重なる故各もとの阿行の伊^イのまゝにてかはる事なき也凡そ五音の輕重をいふ時は伊^輕衣^{輕中}阿^中於^重字となる事宣長ぬしのいへるがごとくにて其重中輕^オの於^オは和行にわかれて袁^ヲとなれば輕中重の衣も必差別あるべき事を曉^{サト}るべし其阿行と同じくかはらぬものは輕重の二音にて餘の三音は阿夜和三行ともに異なりと知べし

まず、ここでは、古代文献に見える「衣」系の仮名と「延」系の仮名との区別が、ア行音とヤ行音との違いという音韻的相違そのものであることが明確に語られている。では、その音韻的区別が現代では何故なされないかという点

について、栄実はどのように述べているのか。

…古事記書紀は更にもいはずおよそ延喜天曆の頃よりさきつかたの書ともには皆此阿行夜行のわかち有て聊も誤る事なかりしを其後漸に乱れ来て今は絶てしる人もなくぞ成にたる

・おほよそ古書の假字をは「遣ひはイ」すべていと正しくみだりならず同音の假字も其言葉によりて用る字ども定りありて是とかれと通はし用ることはなかりし事宣長ぬし既にいへるが如し然れば此衣と延ももとより同音にてたゞ其假字を用るに差別あるのみなるべきかと思ふ人もあらんにや然れども阿行のえと夜行の江は今の人口に唱みても其差別しるき物をましていにしへ人は同じ音の假字をすら詞に随ひ用ひ誤らざりしばかりなれば此たがひをわかずしてあるべきかは新撰字鏡には同音の假字一二三つも通はしつかへるもの多きを衣と江には一つもまじへ用たるものなきをみよこれ其音の異なるゆゑなり又古書に同音の字にて用ざま差別あるものどもゝみなかならず故あるべけれどいまだ委しく考ざれば爰にいはずたゞし今の京となりては衣延の音すらやうやうに差別なく成にたれば哥にまれ文にまれ近世のさまに物せんには猶みなどともかくてもゆるさるべきか古風をまねばんには衣と延はかならずよく心得てみだりに用ふべからず

ここには、完了後既に相当の年代を経、方言にもその区別の痕跡を認めがたい音韻変化の「発見」が明確に語られる。ア行のエとヤ行のエに区別があったことは、先の分類でいう（４）音節単位での音韻体系の変化である。この明らかな音韻変化への気付きは、或いはこの書が『古言梯』への言及から始まることと関係するかもしれない。しかし、当然ここで併せて注意しておかなくてはならないのは、このことが寧ろ五十音図の体系としての完璧性を説くためには好都合な事実であり、真淵以来の国語音韻をめぐる議論にとっては、それを補強するものとなり得たというこ

とである。ちなみに、同書に高田与清の『楽章類語章』を引いて、国学者が空海の製作になるいろは歌を嫌って五十音図を用いるのを退ける高田の言説があるが、体系的な構造を有する五十音図こそ有益である、とする。但し、いろは歌空海製作説そのものは「近世の古学者も必しも高野大師の手になれるを嫌へるからにもあらじをや」として、否定しない。

いずれにしても、幕末の国語音声・音韻をめぐる議論としては、栄実が主たる学統に属さない国学者であることも影響しているのであるが、このように明確に体系的な音韻変化を認めるのは未だ寧ろ例外的な部類である。幕末にかけて、国学者の国語音声・音韻観は、その多くが音義説と結びついてその完璧性の論を更に歪めていく。

これまでの国語学史が既に繰り返して来たとおり、真淵・宣長による国語音韻を神格化する態度は、既に真淵『語意考』で音義説的傾向と結びつき、鈴屋派の内では鈴木朗『雅語音声考』を生み出す。そしてそれが更に深化するのは、宣長の継承者を自負する平田篤胤によってである。但し、篤胤の宣長継承には常に大きな本質的变化が伴っているという傾向の例に、音韻観の場合も漏れるものではない。宣長の音韻観には、その鏡像として文字文化の軽視が寄り添っているが、平田篤胤は、中途より神代文字説肯定派に転じ、その論陣の急先鋒となる。何が篤胤にそのような態度の変化を促したのかは、直接的には明らかにし得ないが、確かなのは、神代文字という漢字以前の文字の存在を仮構することによって、外国文化に対して日本文化を称揚するに当たって、国語音声・音韻の完璧性のみに頼る必要はなくなったということである。日本固有文字存在の時代を漢字伝来以前に設定し、更にその神代文字を表音文字と設定することで、欧米人が漢字文化に対するアルファベット文化の優越性を主張したのと同様の論理で、文字文化に関する日本の優越性を主張することができた。ただ、そこにはどうしても、ではなぜそれほど優れた文字

である神代文字が漢字の伝来によつて途絶しなければならなかったのか、という疑問が付きまとうことになり、事実神代文字説はその点の説明に終始腐心しなければならなくなるのである。

さて、平田篤胤の音韻観がもつとも委しく説かれるのは『古史本辭経（五十音義訣）』である。^(注17)

……わが御國は。言靈の幸はふ國とて。天地の父母神の授け賜ひし言語に。五十聯の音の自然なる定格ありて。甚正しく傳はり來しを。…（卷二）

・さて言語は。声音より起ること素にて。其五十聯の声音に。各自然に意あり。象あり。形あり。（卷二）

ここには、真淵・宣長と同様の国語音韻の完璧性の神格化、そして明確な音韻観の音義説との融合を見る。しかし、あくまで主眼は五十音図とそこに現れる国語音韻の音義説的解釈である。また、聊か篤胤が独特なのは、神代文字による五十音図（卷一所収「五十音訂正圖」）を掲げる所である。ハングルに酷似した神代文字によつて表記されることで、仮名反しを除き、仮名では表記上区別され得なかつたア・ヤ・ワ行が全て書き分けられている。本書と『神字日文傳』を対照した場合、寧ろ、神代文字説を主として、本書はそれを音義説的に解釈したものと見なすことも出来る。国語学史的影響ということでは、神代文字によつて、五十音の全てを別字としたことと、幕末・明治期に国学者に盛んとなった、片仮名の新字体を用意して五十音全てを表記し分けた五十音図の生成との間の関係性が問題となるところであるが、委しい検討は今は措く。

さて、幕末の言語研究の中からは、その音声・音韻観を逆に仮名遣と結びつける議論も現れる。定家仮名遣や歴史的仮名遣に對していうならば「音義仮名遣」とでもいうべき近世の第三の仮名遣説であるが、その提唱者が高橋残夢（正澄）である。その著『国字定源』の論述を検討したい。^(注18) まず、国語音韻についての基本的な観念として

・皇国は神声にて正音なれば也

という見方は残夢にも強固に継承されている。その上で、本書はまず歴史的仮名遣への批判から説き始める。

・国字かなの事今の世の和歌者流近代古体と二つに分れて（つゞ）かれり近体と唱ふる方のかの京極黄門の掟給へる節にて我とちのわたりよりとかく申さむには憚りの虞あれば口を閉ていはす古体と唱ふる方は百年餘り此方古学者となふる人達の古事記日本紀万葉集或は和名鈔等にみゆる国字を集め見て其書さまに従へる所にして古へ人は国字正しければ大方は違ふ事なけれと古しへの人も書誤り写し誤れるをなしとは定めかたしされは古書にかける国字にもこは不審とみゆる所をりくそみゆなるをさしもの国学者もそを改むる事能はさるは国字かなの定まれる始を知さるか故也只古事記にかくかきたり万葉には斯かけりとしるせるのみにて其義かゝるか故に國字かなかく書へき也と諭せる書をみす古学者也と世にほこれる人も古へにかける所を覺たる斗の事也夫覚えむに何程の事かあらむ源を極めて古書の誤をも正して杜古へ学ひせし甲斐はあるへかりけれそを究めむには詞の限り名の限りを尽して名義訓義を極めすして國字の源を定むへきものかは

この中で言われる「古しへの人も書誤り写し誤れるをなしとは定めかたし」は、契沖の古代表記への無条件の信頼に対する否定であるが、逆に言えば、同じ基盤の上での議論であり、明らかに音韻変化への氣付きに反する言である。

続いて、仮名遣が特に問題となるのは「わはおをほうふゑえへいゐひ」と「ずづじぢ」の十七字だとした上で、仮名と音、そして心との関係について次のように述べる。

・声はすへて五音三声とわかる真澄鏡の正に顕はれたるか如し其三声に輕中重の韻あり其輕中重は頓て平上去之

律也其ひ、く所喉唇齒舌牙と分れ其所々にひ、く音律一声の上にも輕中重平上去の分れありて音味かはれるもの也音韻の上を深く味へはいとさやかなるもの也古人此音味を能聞知て其音の輕中重を分つしるし斗に和波於遠保字不惠衣卞以為比寿津之千等の字を借て暫く声の印としたれば則假字とは号し也字に輕中重有ておをいゐを分るにはあらず字に付て論する事なかれ後文字を碎て片国字平国字出来たり輕中重は只口裏に究むる外なしとするへし又詞の上には思あり喜怒哀樂の四情に渡りて其思さま／＼也名の上には貌有業あり功あり毒有て其号くる所又さま／＼也されは詞も名も其義に隨ひて国字書へき事論なければ思の變化物の形業の毒等によりて定めたるものとまつ心得へき也

ここで、同音に読まれる仮名の差異は従前の多くの議論と同様に輕中重によるものとされ、更に輕中重は声調と関連づけられる。しかし、既に国内での人的移動が盛んであった近世人にとつて、地域によるアクセントの違いは明らかに知られた事実であつた。そこで、次のようなことを述べる必要が生じてくる。

・皇国の俗言に訛るといふものは此平上去都是正しく鄙は正しからされは田舎人の物云を都人の問答めて訛ると云也其訛りは並ならありの約にて天か下並てありそは平上去の違へるにて外に違へる所あるにはあらず三韻に分る、所は都鄙變る事あるものにはあらずそは天地自然なれば也都人のもの言を聞に実そ平上去は正しかりける古へ都人には言語の上を習はさせ給ひし事有けるとそよて正しくは傳はり來ぬる也天か下には及はさりけむ惜むへし／＼都に續きては畿内そよき

方言差は「訛り」という語で、ただ「不正確なもの」として処理され、それが言語の「変異」であるとは理解されていないのである。

一方で、平田派の中からは、龍麿の上代特殊仮名遣研究を發展させた草鹿砥宣隆『古言別音鈔』が現れる。^(注10) 同書に付された八木美穂の序文には次のように述べられている。

・伊韋延恵於袁の類の音古昔は格別なりしを今は混りて一つのやうなれど物書くには凡て混ふまじき事として歌などよむ人はよく心得たるを延と愛伎と紀の類もまた上古には音別なりけりと知られて古書には皆厳に假字を分て用ひたり其は凡て知れる人なかりしを松阪の先生の始めて見得たるより石塚龍麻呂奥の山路をひらきて明らかにぞなしたりける

・そもそもむかしより人のよく知れる伊と為の類は漢土の韻書に開合などいへる事あるに依てつかひわけて中國の言に當たる物なるを今此書に集たる延と愛のたくひは彼開合また四声などに依るにあらずいにしへより毎字につきたる中國の字音の差別を古言の音の差別に配たるものなれば古書を類聚して知るより外には為べきやうなきわざなり

ここには定家仮名遣の末流・鈴屋そして先に見た高橋殘夢などにも見えるア・ヤ・ワ行の差異を開合・四声・輕重などの中国語音韻学の用語で説明する方法が退けられ、「古言の音の差別」という、古代語における上代特殊仮名遣の類別やア・ヤ行のエの音韻的相違が明確に語られる。

宣隆自身の「開題」には次のように述べる。

・此書は寛政の頃遠江國敷智郡細田村石塚安右衛門龍麻呂と云ふ人の著^アはせる假字つかひ奥之山路と云ふ書を童蒙の爲に見安く抄出し記せるなり其書^シの始に云へるやう今の世にては音同^{コト}しきも古言^{コト}には音^カの異るところ有りて古へ書には用ひし假字に差別有りて甚^イ厳^カになむ有りけるを奈良の朝廷の末など自りか此差別^ケ亂れつと

見えて古事記日本紀萬葉集の外には證と為べき書甚少しさて此古ノ音の假字の差別を知るは古言解く裨益と爲る事少なからず此は世々の識者の曾て心着かざりし事なるを吾師ノ君の始めて見得たまひて古事記傳に且々^{カヅガツ}に論らひ置れたる其^{アゲツ}説に因りて己^{セツ}此^ヨ書を著はして其^{サダマツ}定格を委しく辨分たむ

ここには、『奥山路』の「上つ代にはその音おなじきも言によりて用ふる仮字定まりていと厳然になむありつるを」という文言の波線部が「今の世にては」に変えられ、傍線部の次に、本来無かった「古言には音の異るところ有りて」が付加されているのを見る。宣隆の恣意或いは思いこみによる変化なのか、或いは宣隆が参照した『奥山路』には既にこの文言が存したもののかは明らかにし得ないが、いずれにしてもここには、原著者の意図しなかった論理の流布を見るのである。

上代特殊仮名遣の区別は、これを音韻的相違の反映と見るならば、どうしても先の(5)音素単位での音韻体系の変化にあたるものと解釈せざるを得ない。その点、篤胤の資に当たり、既に国語音韻の完璧性にのみ日本の言語文化の優秀性の根拠を求める必要が無くなっていた宣隆にとつては、上代特殊仮名遣を音韻史的变化の反映と見ることが可能だったということではあろう。ただ、八木美穂「仮字袋」は、五十音図そのものを上下二段とすること、なお五十音図の基本的形態を保持しようとしている。これには、五十音図はそもそも清濁の区別を付けず、国語の音節を網羅しようとしたものにはなっていないということが逆に助けとなったかも知れない。

最後に、敷田年治『音韻啓蒙』（明治六年（一八七三））の音韻観を概観しておこう。本書は、当時の音韻観を総合的に述べたものである。それを当時の言語研究者全体の音韻認識の中庸的なありかたと即断することは出来ないけれども、その性格から言つて、標準的なありかたの一つを反映するものとは言うことができるであらう。

・正音は上古より。五位十行に定めりけるを。何の程より混初^{マカヒ}けむ。その五十音の中。三音を除^シき。四十七音もて言通はし来れり（上巻）

これに対する割注に

・この五位十行と。云へるもの。皇国上代よりの。定^マりにはあれど。世界万国悉く然るや。さまで。精きことは知り難けれど。音声には。おのづから。世と共に。増減あめれば。蛮国^{マニ}どもの。上代は知らず。今は五十の音に。足らざる国もあり。又言殖せる国も有べし。悉曇^{シツタン}にて。波和の二音。一音に混^レして。其差別なく聞ゆるが。如きもあめれば。餘は推て知べし。かくて音声の正しきは。吾皇国に。過たるはあらじと。おもほゆれば。皇国の古音を。準繩として。缺舌不正の音を。正すぞ。此書の至要には有ける。（同）

とある。ここに見える音韻観は、高橋残夢の国語音韻の神格化、草鹿砥宣隆の音韻変化の存在の肯定が混じたものである。これが、幕末・明治初期の言語研究者の音韻観の一つのあり方であったことが窺われる。

四 まとめ

ここまで、近世国学者の音声・音韻観に的を絞って、音声・音韻変化への気付きの過程を追跡してきた。契沖の段階では、そもそも音声・音韻変化の存在の有無を議論する土壤さえまだ用意されていなかった。次世代には楫取魚彦のように、音韻変化への気付きの萌芽は生じ得ていたが、それは発展することなく、同時期に生じた国語音声・音韻の完璧性の主張と、その論の補強として生じた音義説の影となって掻き消されてしまった。国学者に再び音声・音韻

変化の存在が肯定されるのは、皮肉にも神代文字説という、国学による言語研究が産んだ最大の妄説に拠って、国語音声・音韻の神格性の主張の必要がやや減じてからのことであつた。

しかし、明らかな音声・音韻の体系的変化（非語彙的变化）への気付きは、より早く国学による本流的国語学史以外の世界から生じてきている。

その具体例が四つ仮名の仮名遣について論ずる『蜷縮涼鼓集』（元禄八年（一六九五）刊）である。この書の凡例には次のようにある。^{（注20）}

・此四音の事倭語の假名文字ばかりにて沙汰するにあらず漢字本各別也又文字に書のみにあらず口に唱ふる時に亦同じからず其詞に因て其字を使ひ其假名に隨がひて其音に讀古は尋常の言種にも其四音の分明なる事は清て呼がごとくにて又いゝるひをおほえゑわはうむふの十四字（又音にあわの紛あり奥央王横の類是なり）をも能別々に謂分ちぬと見えたり定家卿の時分に至りて已に彼十四音を呼亂したる故に親行是を勘辨して假名文字遣を定められきされ共此四音はまだ違はざりしにや其沙汰なし今時のごとくならば此四ツの假名をも書分て定置るべき事也

年代としては鈴屋派国学に先行し、寧ろ契沖と等しいにもかかわらず、ここには、現代でも全く通用するような国語音韻変化についての解釈が見られる。寧ろ、鈴屋派以降の、国学者による国語音韻の不易性の主張が同時期には存在しなかつたことと、古典語研究の流れから離れた、まだ内省や方言による確認も可能であつた最近の音韻変化の觀察に拠るものであつたこととの二つの理由によつて、このような音韻変化への気付きが可能となつたわけである。

『蜷縮涼鼓集』は、国語学研究の中で、どちらかといへば国語史的資料としての扱いの比重が大きく、国語学史の

中での扱いは小さいことが多かった。その中で、この国語学史的意味を大きく捉えたのは釘貫氏の慧眼であった。ただ釘貫氏が、この書が五十音図を掲載することを以て、これを正統的な言語研究書に列しようとしているかに思われる点には、聊か異なる見方ができようかと思う。非正統的研究者が、その著述に正統的研究者の用いている枠組みを——時に半ば強引な形で——引用するのは良くあることであり、そのこと自体にはあまり大きくこだわるだけの意味はないことも多かるう。

『蜺縮涼鼓集』は所謂四つ仮名から音韻変化への気付きをなしているが、先に述べたように、四つ仮名の混同が新しい変化であったことに加え、それに対応する清音が全く異なる音価を取ることに、音韻変化への気付きを成しやすくする理由があった。しかしまた、四つ仮名に着目しさえすれば自然と音韻変化への気付きが導かれた、というものでもなかるう。例えば、『音曲玉淵集』にも四つ仮名への言及があるが、以下のような言になっている。^(注2)

・此じずノ濁音しす^ト清て唱ふる如舌づかひ^ヲすへしぢづノ濁音^モちつ^トスミテとなふる如く腮^{アキト}へ舌^ヲ当て唱ふへしとをしゆる也

・但此ぢづノ濁音舌を腮^{アキト}へ強く当れば甚た耳に立て聞にくし大ハ小○小ハ大トいふ事有かやうの所にて舌扱ひ尖^{スル}になきやうに有へし是音便の習ひ也又流義によりて此四つ仮名一行僉義なきも有然れ共軍^(マツ)陳^(マツ)先^(マツ)陳^(マツ)等をしノ濁音に唱へは未練に聞ゆへし覚えてはなるゝといふ事は又習ひなり

ここには、音韻変化の存在への気付きは全く現れていない。これと比較しても、やはり『蜺縮涼鼓集』の「先見性」は特異なものであると言えよう。

言語研究が「古学」や「漢学」であった近世にあって、現代の言語状況に即した言語研究が非正統的学者の中から

現れてくるというのは、近世期の言語研究の一般的傾向でもある。^(注22)しかし、やはりこういった著述は、近世の言語研究史の中では孤立した存在であった。ちょうど進行中の音韻変化の時期に出会うという僥倖のために偶々生まれ得た研究でもあった。本流の古典語研究の方で国語音声・音韻の神格視が進む中で、折角のこの気付きは忘却され、近代の再発見を俟つことになったのである。また、音韻変化の中でも、(3)同一音韻の音価の変化への気付きは、近世にはその萌芽を見出し得ない。明らかな気付きには上田万年・橋本進吉・有坂秀世らを待たねばならず、これは近代国語学史の問題である。

注

注1 上田万年の指導者ゲオルグ・フォン・デア・ガーベレンツの『言語学』（原著一八九一年、次の引用は川島淳夫訳、同学社、二〇〇九、による）に次のように述べられている。

・言語史研究が、有機的規則的な音韻推移の現象に、まさに基本的価値を認めていることは正当である。（訳本一九四頁）

これは、比較言語学の立場からは当然の言説である。

注2 その観点から国語学史を再編成されているのが釘貫亨氏の『近世仮名遣い論の研究 五十音図と古代日本語音声の発見』（名古屋大学出版会、二〇〇七）である。以下に論ずるように、国学者達の音声・音韻変化認識の解釈について、筆者は釘貫氏とは聊か異なる立場を取るが、国語学史記述におけるこの観点の重要性を認めることに關して、同書から大きな示唆を得た。

注3 正確に言えば、大野晋「仮名遣の起源について」（『国語と国文学』第27巻12号、一九五〇・一二、『仮名遣と上代語』

〈岩波書店、一九八二〉に再録）に説く如く、三卷本『色葉字類抄』に同様の事象が見られることから、同様の仮名遣の習慣には定家以前ある程度の社会的共有化が行われていた可能性もあるから、あくまで「初期の実践者」とする。

注4 引用は、『国語学大系 仮名遣二』（底本は天文二十一年奥書刊本）による（漢字は現行字体に改めた）。この序文は、よく知られるとおり、定家の仮名遣の起こりに関して、実際とは年代的に矛盾した内容となっている。また、記述をそのまま信用するならば拙稿「近世いろは歌研究史稿（中）」（『国文白百合』32、二〇〇一・三）に纏めたように、いろは歌研究書においていろは歌の作者＝平仮名の作者＝空海、という論が現れるのに対して、かなり早くそれを主張していることになる。本序文については、なお検討すべき余地が多々あると思われるが、ここでは措く。

注5 「権者」という語については、小林直樹「権者へのまなざし」「三国伝記」の世界」（『国語国文』第65巻4号、一九九六・四）、古田雅憲「権者」考——高山寺仏教園の「空海」受容に関する試論——」（『文教國文學』42、二〇〇〇・三）が参考になる。

注6 引用は家蔵寛政七年（一七五四）再治本による。同書の本文については、拙稿「無相文雄『和字大観鈔』について」（『文化学年報』25、二〇〇六・三）参照。

注7 引用は家蔵元禄九年（一六九六）刊本による。

注8 引用は家蔵元禄八年（一六九五）刊本による。

注9 引用は家蔵板本（明和六年（一七六九）自跋）による。

注10 引用は家蔵再治本（明和二年（一七六五）序）による。

注11 引用は家蔵天明五年（一七八五）刊本による。

注12 引用は東京大学国語研究室蔵享和元年（一八〇二）刊本による。

注13 引用は日本古典全集『仮字遣奥山路』（一九二九）による。

注14 安田尚道氏は、『仮字遣奥山路』において、二類の仮名がイ段では乙・甲、エ・オ段では甲・乙の順に整然と並べられている事を以て、龍麿はそれを音韻差と気付いていたと判じている（『石塚龍麿と橋本進吉——上代特殊仮名遣の研究史を再検討する——』（『国語学』54・2、二〇〇三・四））。

注15 拙稿「鈴屋の文字意識とその実践」（『鈴屋学会報』15、一九九八・一二）を参照いただきたい。

注16 引用は、勉誠社文庫『古言衣延辨 古言衣延辨證補』（勉誠社、一九七七）による。

注17 引用は家蔵嘉永三年（一八五〇）刊本による。

注18 引用は岡山県立図書館蔵本（天保十五年（一八四四）写）による。

注19 以下引用は和泉書院影印叢刊『古言別音抄』（和泉書院、一九九一、草鹿砥氏旧蔵本の影印）により、併せて勉誠社文庫『古言別音鈔』（勉誠社、一九七八、大久保本の影印）、三ヶ尻浩校訂『古言別音鈔』（一九三七）を参照した。

注20 引用は『假名文字使蜺縮涼鼓集』（駒沢大学国語研究資料第二）（汲古書院、一九七九）による。

注21 引用は、家蔵宝暦十二年（一七六二）刊本による。

注22 拙稿「近世における漢字研究の方法」（『神戸大学文学部紀要』37号、二〇一〇・三）に、近世において当時巷間で通用していた行書体漢字に関する字様研究が起こるのは、学統・素性の明らかでない研究者の中からであることを指摘した。